

規 約

第 1 章 総則

(名称及び事務所)

第 1 条 本会は、九条南地域活動協議会(以下「本会」という。)と称し、事務所を九条南会館(大阪市西区九条南 2 丁目 3 1 番 2 号)に置く。

(活動区域)

第 2 条 本会の活動の対象地域は、九条南地域(九条南 1・2 丁目、九条 1 丁目の一部、千代崎 2 丁目の一部、境川 1 丁目：別図に定めるとおり)とする。

(構成)

第 3 条 本会は、九条南地域(以下「本地域」という。)においてまちづくり活動を行う団体(別表に定める団体)により構成する。

2 団体の入会及び退会は、運営委員会において決議する。

(目的)

第 4 条 本会は、本地域を誰もが輝く元気なまちにするため、より多くの人が自由に参加し、地域の様々な団体が相互に連携・協力して活動を行うことを目的とする。

(活動)

第 5 条 本会は、その目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) 本会の予算、決算、広報等に関する活動
- (2) 地域のコミュニティづくりに関する活動
- (3) 地域の防災、防犯、交通安全等に関する活動
- (4) 地域福祉や健康づくりに関する活動
- (5) 子どもの健全育成や非行防止に関する活動
- (6) 生涯学習や郷土文化の継承に関する活動
- (7) 環境美化に関する活動
- (8) その他、本会の目的達成に必要な事項に関する活動

- 2 なお次の活動は行わないものとする。
 - (1) 営利を目的とする活動
 - (2) 宗教の教義を広め儀式行事を行い、信者を教化育成することを目的とする活動
 - (3) 政治上の主義を推進し、支持し、もしくはこれに反対することを目的とする活動
 - (4) 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、もしくはこれらに反対することを目的とする活動

第2章 運営委員会

(運営委員会の組織)

第6条 本会は、活動の推進のため、運営委員会を組織する。

- 2 運営委員会は、次の各号に定める者(以下「運営委員」という。)により組織する。
 - (1) 別掲の本会を構成する「構成団体」の代表者
 - (2) 前号に定める運営委員による運営委員会において、本会の適切な運営に必要と認められた者

(運営委員の任期)

第7条 前条2項に定める運営委員の任期は2年とする。

- 2 補欠により再任された運営委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営委員会の議決事項)

第8条 運営委員会は、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び予算、実績報告及び決算に関する事項
- (2) 役員等の選任に関する事項
- (3) 本地域の「まちづくりビジョン」の策定に係る事項
- (4) 規約に関する事項
- (5) 部会の設置に関する事項
- (6) その他、会務上必要な事項

(運営委員会の開催)

第9条 運営委員会は、次の場合に会長が招集する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 運営委員の3分の1以上から請求があったとき
- (3) 監事から請求があったとき

(運営委員会の議長)

第10条 運営委員会の議長は、会長がこれにあたる。

(運営委員会の定足数)

第11条 運営委員会は、運営委員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

(運営委員会の議決)

第12条 運営委員会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した運営委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによることとする。

(運営委員会の書面表決等)

第13条 やむを得ない理由のため、運営委員会に出席できない運営委員は、次の各号に定めるところにより議決に加わること(以下「書面表決等」という。)ができる。

- (1) 書面による表決
 - (2) 他の運営委員を代理人とする表決の委任
- 2 前項に定める書面表決等を行った場合、定足数及び議決の規定の適用については、その運営委員は出席したものとみなす。

(運営委員会の議事録)

第14条 運営委員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成する。

- (1) 日時及び場所
- (2) 運営委員の総数及び出席者数(書面表決等による出席を含む。)
- (3) 議事項目(開催目的、審議事項及び議決事項)
- (4) 議事内容(議事の経過の概要及びその結果)
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項(議事録は、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印するものとする。)

(議事録の公開)

第15条 前条に定める議事録については、活動地域の住民(以下、「地域住民」という。)、その他利害関係人から閲覧の請求があったときは、正当な理由のない限り、これを閲覧させなければならない。

2 閲覧の方法は運営委員会が別に定める手順による。

第3章 役員

(役員及び監事)

第16条 本会は、次の役員及び監事(以下、「役員等」という。)を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 部会長 各1名 (ただし、部会を設置した場合に限る)
- (4) 総務 1名
- (5) 会計 1名
- (6) 監事 2名
- (7) 部会長、総務、会計は副を置くことができる

(役員等の選任)

第17条 役員等は運営委員会において選任する。

2 監事は、他の役員を兼ねることはできない。

(役員等の職務)

第18条 役員等の職務は次の通りとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する
- (3) 部会長は、部会の活動を統括し、事業の調整にあたる
- (4) 会計は、本会の会計を担当する
- (5) 監事は、本会の会計及び役員の実務執行を監査する

(役員等の任期)

第19条 役員等の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により再任された役員等の任期は、前任者の残任期間とする。

第4章 部会

(部会の設置)

第20条 本会は、総務部を設置するほか、必要があれば運営委員会の承認をえて、部会を設置することができる。

第5章 事業計画・予算・会計

(事業計画及び予算)

第21条 本会の事業計画及び予算は、会長がその案を作成し、運営委員会の決議を経て定めなければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第22条 本会の事業報告及び決算は、会長が作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後3ヶ月以内に、運営委員会の承認を受けなければならない。

- 2 監事による監査結果について、地域住民、その他利害関係人から閲覧請求があったときは、正当な理由のない限り、これを閲覧させなければならない。
- 3 閲覧の方法は運営委員会が別に定める手順による。

(会計帳簿の整備及び公開)

第23条 本会は、会計の透明性を確保するため、会計に関する帳簿を整備する。

- 2 会計に関する帳簿について、地域住民、その他利害関係人から閲覧の請求があったときは、正当な理由のない限り、これを閲覧させなければならない。
- 3 閲覧の方法は運営委員会が別に定める手順による。

(事業年度)

第24条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6章 規約の変更

(規約の変更)

第25条 本規約は、運営委員会の議決により変更することができる。

第7章 雑則

(委任)

第26条 この規約の施行に関し必要な事項は、運営委員会の議決を経て、会長が別に定める。

(附則)

- 1 この規約は、本会設立の日から施行する。
- 2 運営委員及び役員等の任期については、初期に限り、平成26年3月までとする。

九条南地域活動協議会 活動地域



【九条南地域】

境川1丁目、九条南1丁目、九条南2丁目
九条1丁目の一部、千代崎2丁目の一部